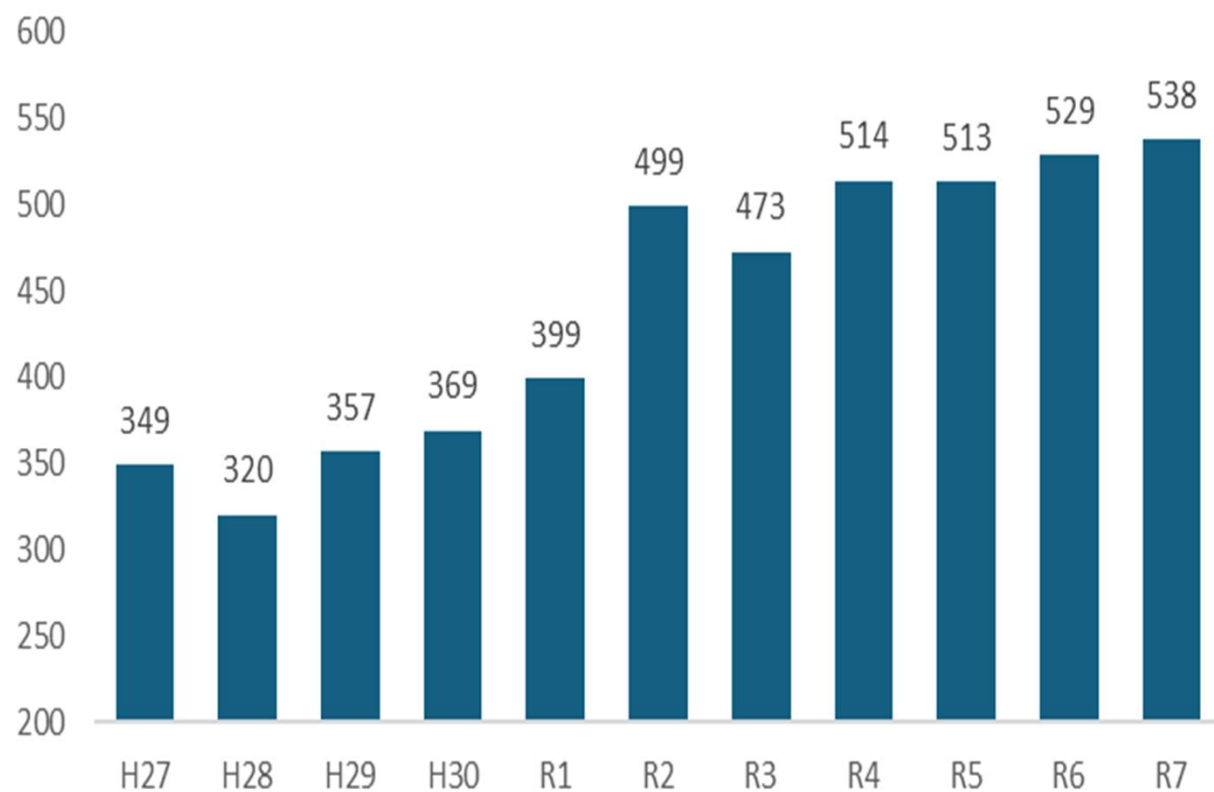


こども・若者の自殺対策について

- ▶ 1 児童生徒の自殺の現状について
- ▶ 2 自殺対策基本法の改正について
こどもの自殺対策の協議会の設置
- ▶ 3 横須賀市の自殺対策の現状について

児童生徒の自殺の現状について

児童生徒の自殺者数の年次推移



	合計	小学生	中学生	高校生
平成27年	349	6	102	241
平成28年	320	12	93	215
平成29年	357	11	108	238
平成30年	369	7	124	238
令和元年	399	8	112	279
令和2年	499	14	146	339
令和3年	473	11	148	314
令和4年	514	17	143	354
令和5年	513	13	153	347
令和6年	529	15	163	351
令和7年	538	10	172	356

自殺対策基本法の改正概要について

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多となった**（平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**）。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである**。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日) 1 3

改正自殺対策基本法における協議会について①

【協議会の目的】

- ①自殺をする危険性が高いこどもを早期の発見
- ②相談その他の自殺の発生を回避するための対処を行う体制の整備及び充実（法第19条）
- ③自殺未遂をしたこどもへの継続的な支援（法第20条）

【協議会の内容】

- ①こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換
- ②必要な対処、支援等の措置に関する協議

【支援対象者】

- ①自殺をする危険性が高いこども（自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこども）
 - ②自殺未遂をしたこども
- ※「こども」＝「心身の発達の過程にある者」（こども基本法第2条第1項）したがって協議会の支援にあたっては、18歳や20歳といった年齢を理由に必要な支援が途切れないようにすることが重要であり、協議会の設置時に、あらかじめ協議しておくことが望ましい。

改正自殺対策基本法における協議会について②

【個別ケース検討会議】

協議会では、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや実際に自殺未遂をしたこどもについて個別に具体的な支援の内容等を構成者で協議する個別ケース検討会議を行う。

（想定される協議事項の例）

- ①自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや実際に自殺未遂をしたこどもの状況などの確認
- ②当該こどもの自殺リスクの評価
- ③支援方針の検討
- ④関係機関等の具体的な役割分担の決定
- ⑤定期的な支援状況の確認
- ⑥必要に応じて支援方針の見直し

【全体会議】

自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや実際に自殺未遂をしたこどもへの対応を地域全体で共通の認識の下で取り組むために、必要に応じて、地域のこどもの自殺の現状や課題、取組状況やその評価等の地域におけるこどもの自殺対策について協議する会議（全体会議）を実施することが期待される

（想定される協議事項の例）

- ①普及啓発 ②連携体制の整備 ③遺された人への支援 ④取組の評価等

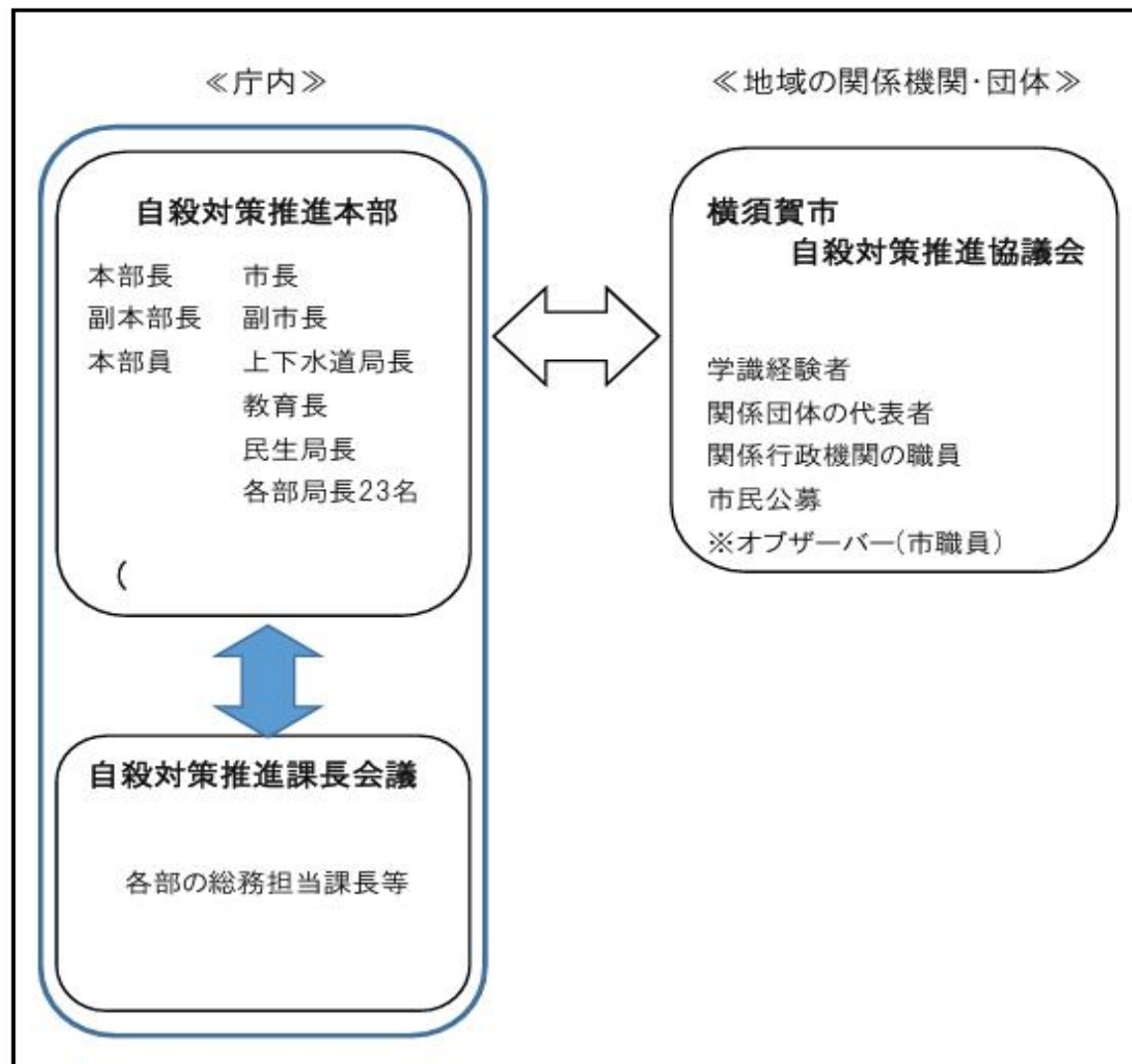
横須賀市の自殺対策の現状(自殺対策組織)について

市役所の組織としては、市長をトップとした、庁内の全部局で構成される「自殺対策推進本部」および関係課長を構成員とした「自殺対策推進課長会議」からなる。

また、地域の関係機関・団体や公募市民からなる「横須賀市自殺対策推進協議会」において、本計画の各事業の推進状況の把握等を行い、連携して自殺対策を推進していきます。

組織外として、個別検討。

- 自殺未遂者支援ケース
- 要保護児童対策地域協議会ケース
- 児童相談所通報ケース
- 教育委員会把握ケース



横須賀市の自殺対策の現状(自殺未遂者支援)について

自殺未遂をして横須賀共済病院・総合医療センターに緊急搬送された方に対して

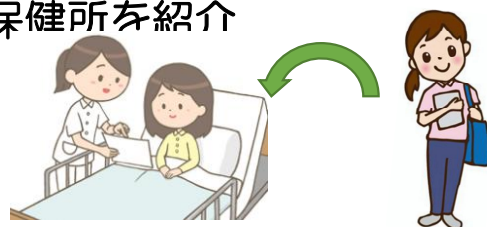


紹介

支援対象者(年齢制限なし)に対して救急救命センターの医師等から保健所を紹介

同意

本人の同意



連絡

保健所へ連絡(情報提供書又はサマリーによる)

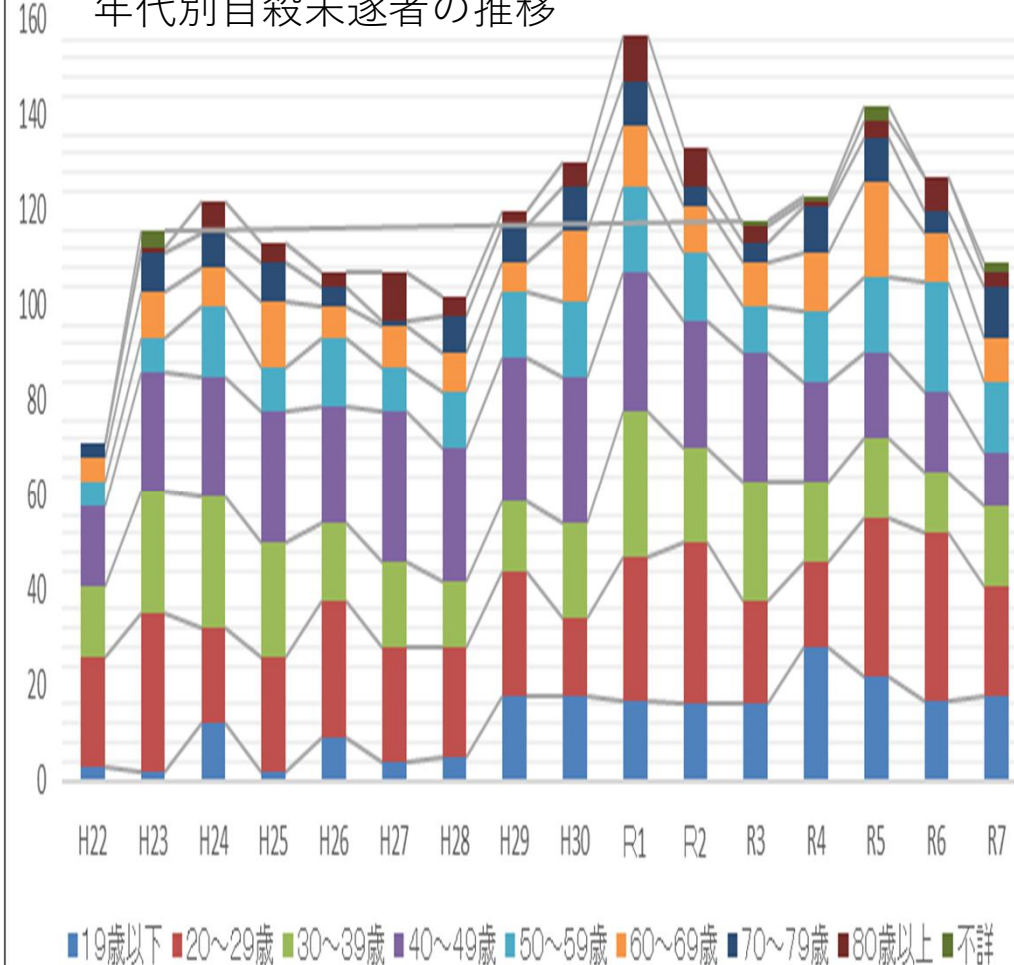
面接

当事者や家族との面接をできるだけ速やかに実施

支援

問題の整理、解決に向け関係機関の紹介や制度の活用について支援。必要時家族への支援も実施

年代別自殺未遂者の推移



(仮称)こども・若者部会について

